

## 子育て世帯への臨時特別給付について

子育て応援課

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付を行います。

### 1 対象者

平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた児童(高校生以下)の保護者  
ただし、児童手当の特例給付者、それに準ずる者は除く。

### 2 支給方法

#### (1) 5万円先行給付金(12月中に支給開始)

	児童手当受給者 【支給対象】 ・児童手当対象児童 (中学生以下) ・受給者が生計維持 する高校生	公務員児童手当受給者 対象者が高校生のみの 保護者	新生児 R4.3.31日までに 生まれた児童
申請	不要	要申請 12月下旬に案内送付	児童手当手続きによ り支給 ただし、公務員の場合 は要申請
支給日	12月22日 児童手当口座へ振込み	随時	随時
支給児童数 予定	1,889人	568人	60人

#### (2) 新年度に向けた5万円給付(クーポン券支給)

- ア 支給方法 琴浦商品券による支給  
対象者へ商品券を郵送  
子育てサービス提供事業者・登録小売店等で利用
- イ 支給時期 3月(予定)
- ウ 使用期間 6か月
- エ 対象人数 先行給付に同じ